

1 糸満市地域公共交通網形成計画の見直しの背景について

1-1 糸満市地域公共交通網形成計画について

●糸満市地域公共交通網形成計画は、本市の地域公共交通のマスタープラン（H30年8月）の将来像である「つながりが生み出す新しいまちのカタチ～ネットワークによる都市機能の再編に向けて～」を実現するために、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランの位置づけとして、令和2年度～令和6年度の計画期間を目標に、令和2年2月に策定されました。

【糸満市地域公共交通網形成計画の編成】

1. 糸満市の持続可能な地域公共交通の形成に向けた基本的な方針

1-1 地域公共交通の必要性

- (1) これまでの取り組み
- (2) 国の動向
- (3) 地域公共交通に関する計画
- (4) 糸満市における「地域公共交通網形成計画」の位置づけ
- (5) 本計画策定の経緯

1-2 公共交通をとりまく現状

- (1) 地域特性
- (2) 市民の移動動向
- (3) 公共交通の現状

1-3 公共交通の役割と課題

- (1) 上位関連計画からみた公共交通に求められる役割
- (2) 公共交通に求められる役割に対する問題点と課題

1-4 地域公共交通網の形成に関する基本方針

- (1) 糸満市マスタープランとの整合
- (2) 地域が目指す将来像と取組の方向性

2. 計画の区域

3. 計画の期間

4. 計画の目標

5. 目標達成のための事業と実施主体

- (1) 事業及び取組の概要
- (2) 事業及び取組の内容と実施主体

6. 達成状況の評価

- (1) 評価方法（PDCAサイクルの実行）
- (2) 各事業及び取組のスケジュール

1-2 糸満市地域公共交通網形成計画の見直しの背景

●現在の糸満市地域公共交通網形成計画は、平成26年に改正された「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」に基づき策定されていますが、その後、令和2年、令和5年に法改正が行われています。

●本市では、路線バスの補助対象系統が地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統の補助を、「いとちゃんmini」が地域内フィーダー補助を活用していますが、**令和2年の法改正により、網形成計画と補助制度の連動化が必要となりました。**

●具体的には、①補助を活用する路線の位置づけ・役割、②事業活用の必要性、③事業を活用する路線の概要、④定量的な目標・効果等が糸満市公共交通網形成計画に記載が求められています。

●今後、補助事業の活用のためには、補助系統の地域の公共交通における位置づけや補助事業活用の必要性等について、原則、補助系統が跨る全ての市町村の地域公共交通計画又は都道府県の地域公共交通計画に記載が必要となります。本制度の措置期間は令和6年事業年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）までであり、経過措置期間終了後に、補助対象系統を位置付けた地域公共交通計画がない場合には、補助対象外となります。よって、**網形成計画と補助制度との連動を図るため、網形成計画の見直し（案）について諮ることとします。（補助事業の申請は、毎年6月）**

※なお、令和2年の法改正により、「地域公共交通網形成計画」は、「地域公共交通計画」に制度変更されています。（本市では、令和6年度に「地域公共交通計画」の策定に着手予定）

表-1. 地域公共交通確保維持事業の概要

補助金メニュー	主な補助要件	補助対象	補助対象経費
地域間幹線系統補助	○複数市町村をまたぐ系統で一般乗合旅客自動車運送事業者が運行 ○1日当たりの計画運行回数が3回以上 ○輸送量が15人～150人/日 等	○一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	○費用から収益を控除した欠損額の1/2
地域内フィーダー系統補助	○一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者等が運行 ○補助対象の地域間幹線バス系統を補完、または過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的に運行 ○補助対象地域間幹線バス系統等にアクセス 等	○一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	○費用から収益を控除した欠損額の1/2

地域公共交通網形成計画と補助制度の連動化の手順

Step 1	補助系統の地域公共交通における位置付け・役割の整理
Step 2	地域公共交通確保維持事業の必要性の記載
Step 3	補助系統に係る事業及び実施主体の概要の整理
Step 4	地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法の整理

2 糸満市地域公共交通網形成計画の見直し箇所（案）

糸満市地域公共交通網形成計画の以下の箇所について見直しを行います。具体的な見直し内容については、次ページ以降に添付しています。

表-2. 網計画の見直し箇所と見直し内容

区分	見直し箇所	見直し内容
①補助を活用する路線の位置づけ・役割	P26 公共交通の現状 P27	・民営路線バスの近隣市町村への運行状況の（新規路線・経由地の変更・行き先の変更）修正
	P28 補助対象路線の状況	・地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）の位置づけ・役割に関する記述を追加
	P29 デマンドバス（いとちゃんmini）の運行状況	・補助対象路線であり、維持に向けた利用促進に関する記述を追加
②事業活用の必要性	P28 補助対象路線の状況	・補助対象路線の必要性を追加
③事業を活用する路線の概要	P29 デマンドバス（いとちゃんmini）の運行状況	・地域内フィーダー補助系統に係る概要を追加
④定量的な目標・効果等 □	P66 計画目標	・生活交通確保維持改善計画にあわせて、令和6年度の目標値、「1時間1台あたりの乗車数」、「乗合率」、「収支率」を追加